

## 鳥栖市総合計画後期基本計画の変更について新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

ページ	現 行	変 更 案
25	【取組担当課】 <u>まちづくり推進課</u>	【取組担当課】 <u>都市計画課</u>
27	【取組担当課】 総合政策課、 <u>まちづくり推進課</u> 、 <u>商工振興課</u> 、国道・交通対策課	【取組担当課】 総合政策課、 <u>商工振興課</u> 、 <u>都市計画課</u> 、国道・交通対策課
29	【取組担当課】 <u>維持管理課</u>	【取組担当課】 <u>都市計画課</u>
33	【取組担当課】 建設課、国道・交通対策課	【取組担当課】 建設課、 <u>都市計画課</u> 、 <u>国道・交通対策課</u>

<基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち>

<取組 3 自然環境と調和した計画的な土地利用を促進します>

【取組担当課】

都市計画課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

自然環境等に配慮した計画的な土地利用によって、魅力的で住みやすいまちが形成され、「鳥栖に住みたい」と思う人が増えています。

【取組の方針】

無秩序な雑然としたまちなみを防ぎ、魅力的で住み良いまちづくりを進めるためには、長期的構想で用途に応じた土地利用のエリア設定が必要です。

今後は、豊かな自然を活かした、ゆとりやうるおいのある住みやすい環境との調和のもと、都市の持続的な発展が可能となるような、機能的で魅力ある都市空間を形成することが重要になります。そのため、長期的な視点に立ち、地域特性に応じた合理的な土地利用と、多様な都市機能の集積を進め、景観に配慮した住みやすい環境づくりに取り組みます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

<b>市民の役割</b>
・規制、誘導の基準や趣旨に基づき、地区計画 <sup>10</sup> や建築協定 <sup>11</sup> に参画します。
<b>事業者の役割</b>
・開発などの際、適切な事業実施に努め、適切な土地利用により、景観との調和を図ります。
<b>行政の役割</b>
・都市計画の仕組みや各種制度について、積極的な啓発を行います。
・地区計画や建築協定を支援します。
・区域区分 <sup>12</sup> や用途地域 <sup>13</sup> 等の土地利用方針に沿った適正な規制・誘導を行います。
・社会経済情勢に対応する土地利用方針等について必要な検討、策定を行います。
・景観についての啓発を行います。

<sup>10</sup> 地区計画：地区の特性に応じた良好な環境づくりを目指し、土地所有者などと行政が協働で建築物の規模や形態の制限などのきめ細かいルールをつくり、都市計画に定める制度

<sup>11</sup> 建築協定：一定の区域の土地所有者などが、自分たちの建物の用途や高さなどのルールを定め、協定として締結する制度。

<sup>12</sup> 区域区分：計画的な市街化を図るため、都道府県は都市計画区域で市街化区域と市街化調整区域を区分(線引き)できる。前者は優先的に市街化を図るべき区域、後者は市街化を抑制すべき区域で、開発が制限される。

<sup>13</sup> 用途地域：良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として都市計画法で定められた12種の地域

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 4 まちづくりの拠点としてふさわしい整備を行います＞

【取組担当課】

総合政策課、商工振興課、都市計画課、国道・交通対策課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

鳥栖駅及び新鳥栖駅周辺を中心として、商業、文化・スポーツ、観光、医療、ビジネスといった、ヒト・モノ・情報が集まる魅力ある「拠点」として、多くの人でにぎわっています。

【取組の方針】

鳥栖駅周辺整備については、東西両地域の連携強化、鉄道利用者等の利便性向上や中心市街地の活性化など、関係機関と協議、調整を行い、実現可能なものから順次着手していく必要があります。

また、新鳥栖駅周辺は、九州全域を視野に入れた、鳥栖市の新たな玄関口であり、九州各地はもとより、関西方面からも多くの人が集まる観光・交流拠点として、地域特性を活かした魅力ある拠点形成を図っていく必要があります。新鳥栖駅前に立地する九州国際重粒子線がん治療センターの事業推進とともに、施設と連携した取組を進めます。

更なる高速交通体系の充実を図るためには、九州新幹線西九州ルート<sup>16</sup>の早期実現に向けた取組を行い、交通の要衝というポテンシャルを最大限に活かした、新しいまちづくりの拠点にふさわしい整備・充実を進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

<b>市民の役割</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥栖市を訪れる方を温かい「おもてなし」の心で迎えています。</li><li>・旅行やビジネスに、新幹線を利用しています。</li></ul>
<b>事業者の役割</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・出張などの際の新幹線利用を促しています。</li></ul>
<b>行政の役割</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥栖駅周辺整備を進めます。</li><li>・新鳥栖駅の利便性向上につながる取組を検討します。</li><li>・九州国際重粒子線がん治療センター事業を進めます。</li></ul>

【関連する個別計画】

鳥栖駅周辺まちづくり基本計画

<sup>16</sup>九州新幹線西九州ルート：現在計画されている整備新幹線計画のひとつ。博多から九州新幹線鹿児島ルートの新鳥栖駅で分岐して長崎へ至る整備新幹線計画

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 5 うるおいとやすらぎのある緑の空間をつくります＞

【取組担当課】

都市計画課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

うるおいとやすらぎを与える緑があふれ、だれもが心地よく過ごせる公園・緑地が適切に整備・管理されています。

【取組の方針】

市内には、平成27年3月31日現在、25箇所、72.65haの都市公園があります。

中でも、市内の中心部に位置する中央公園は、日頃から多くの市民に利用され、春の桜のシーズンにはたくさんの人でにぎわうなど、市民にうるおいとやすらぎを与え、来訪者を心地よく迎え入れています。

また、園内には大きな池があり、シンボリックな公園として市民に親しまれています。

公園・緑地は、市民が集い交流する場所であることから、魅力的で安全な公園・緑地づくりが求められています。

このため、公園・緑地の安全性を確保するとともに、バリアフリー<sup>17</sup>化等の課題を踏まえ、だれもが快適に利用できる環境づくりに取り組みます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

<b>市民の役割</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・うるおいとやすらぎの場として、公園・緑地を愛着を持って利用します。</li><li>・清掃活動等、公園・緑地の維持管理に積極的に参加します。</li></ul>
<b>事業者の役割</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・市民の清掃活動等に、ノウハウや経験等を活かしながら協力します。</li></ul>
<b>行政の役割</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・公園・緑地の適切な管理運営を行います。</li><li>・ボランティアの協力による公園・緑地の管理を実施します。</li></ul>

【関連する個別計画】

鳥栖市公園施設長寿命化計画

<sup>17</sup>バリアフリー：障害者や高齢者の生活に不便な障壁を取り除こうという考え方。例：道路の段差解消、階段の代わりに緩やかな坂道をつくるなど

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 7 安全で、快適に通行できる幹線道路をつくります＞

**【取組担当課】**

建設課、都市計画課、国道・交通対策課

**【取組による5年後（平成32年度）の姿】**

幹線道路網の整備が進み、交通渋滞が緩和され、安全で快適に通行できる道路がつくられています。

**【取組の方針】**

市内を通る国道3号・34号、県道等の幹線道路の交通量は年々増加傾向にあり、朝夕を中心に交通渋滞が発生しています。

自動車通行量の増加による交通事故及び自動車排気ガスによる環境負荷の増大、幹線道路の渋滞により、通過交通車両が一般生活道路へ進入するなど、市民生活への影響が生じています。

このことから、幹線道路の慢性的な交通渋滞を緩和するため、道路拡幅や交差点改良など、幹線道路網の整備の促進に向けて、国・県などの関係機関と一体となって取り組みます。

**【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】**

<b>市民の役割</b>
・ 交通ルールを遵守し、安全な運転を心がけます。
<b>事業者の役割</b>
・ 交通ルールを遵守し、安全な運転を心がけます。
<b>行政の役割</b>
・ 幹線道路網である国道・県道の更なる改良整備促進を要望します。

**【関連する個別計画】**

鳥栖市将来道路網方針